

山鹿市くらし応援商品券取扱店募集要項

山鹿市くらし応援商品券事業実行委員会では、物価高騰が継続する中、生活者の支援と地域経済の活性化を図るため、山鹿市の協力を受けて「山鹿市くらし応援商品券」を発行します。

この商品券が使用できる取扱店を、下記により募集します。

なお、令和4年度に実施いたしました「山鹿お店応援商品券事業」にご登録頂きました事業所におかれましては、引き続き商品券取扱店としてご登録といたしますので、改めてのご登録申請は必要ありません。

記

- | | |
|--------------|--|
| ☆商 品 券 名 | 山鹿市くらし応援商品券
(発行総額4億 7,378万円) |
| ☆発 行 者 | 山鹿市くらし応援商品券事業実行委員会 |
| ☆配 布 対 象 者 | 令和8年1月1日現在で山鹿市の住民票登録のある方 |
| ☆配 布 期 間 | 令和8年4月1日(水)～ 令和8年4月30日(木)
1人 10,000 円分を世帯ごとに配布 |
| ☆商 品 券 の 種 別 | 商品券は、大型店舗(1,000㎡以上)以外でのみ使用できる個店限定券と登録全店で使用できる全店共通券の2種類。
個店限定券 1,000 円券4枚＋全店共通券 1,000 円券6枚 |
| ☆券使用の注意事項 | ①商品券は、1,000円単位で使用し、お釣りを出さないものとする。
②商品券は、取扱店において使用期間内に限り利用可能とする。
③商品券は、次のような商品・サービス等には利用できないものとする。
(ア) 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
(イ) 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券(ビール券、図書券、店舗が独自に発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
(ウ) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
(エ) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
(オ) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払い
(カ) 現金との換金、金融機関への預け入れ
(キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
(ク) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの |

(ケ) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各参加店舗が指定するもの

- ☆有効期限【使用期間】令和8年5月1日（金）～令和8年7月31日（金）
【換金期間】令和8年5月11日（月）～令和8年8月31日（月）
※土日・祝日を除く
午後1時30分まで指定金融機関に換金請求書と商品券を持ち込んでください。
【換金場所】肥後銀行 山鹿支店、来民支店
熊本銀行 山鹿支店
熊本第一信用金庫 山鹿来民支店
- ☆取扱店応募資格 参加店舗への応募資格は、山鹿市内に事業所又は店舗がある事業者で次の事業所以外のものとする。
(ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
(イ) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
(ウ) 入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置等を受けている者
(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（昭和3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
(オ) 「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗等
- ☆取扱店募集期間 令和8年6月30日(火)まで随時募集。
- ☆取扱店申込場所・時間 山鹿商工会議所・山鹿市商工会
いずれも9時～17時（平日のみ）
- ☆その他について 取扱店申込時に、「山鹿市くらし応援商品券取扱店登録申請書」を提出するとともに、取扱店を示すのぼりとポスターを受領する。

* 今回の山鹿市くらし応援商品券事業において、登録者負担金は徴収しません。

【お問い合わせ先】山鹿市くらし応援商品券事業実行委員会

〔 山鹿商工会議所 TEL 43-4111 〕
〔 山鹿市商工会 TEL 46-2141 〕